

# スチュワードシップ責任に対する当社の取り組み方針

2014年5月30日制定  
2025年12月15日改定

大和アセットマネジメント株式会社

当社は、受託者責任を遂行すべく、信託財産等おののに設けられた運用方針に基づき、それぞれの運用目標を最大限達成するように努めています。その一環として、株式や債券を発行している企業や団体（以下、「企業等」といいます。）の企業価値を高めるべく、議決権行使を含め、さまざまな形で対話をを行っています。

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「本コード」といいます。）の趣旨に賛同し、2014年5月に、本コードの受け入れを表明いたしました。また、2025年6月の本コード第三次改訂に伴い、2025年12月に、以下のとおり本方針を更新いたしました。

**原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、「スチュワードシップ活動に関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき、各方針を策定し、当社ウェブサイトに公表しています。

- ・サステナビリティの考慮を含む「ESG投資方針」
- ・投資先企業との建設的な「目的を持った対話」について定めた「企業等との建設的な対話の方針」
- ・議決権の行使について定めた「議決権行使に関する方針」

**原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

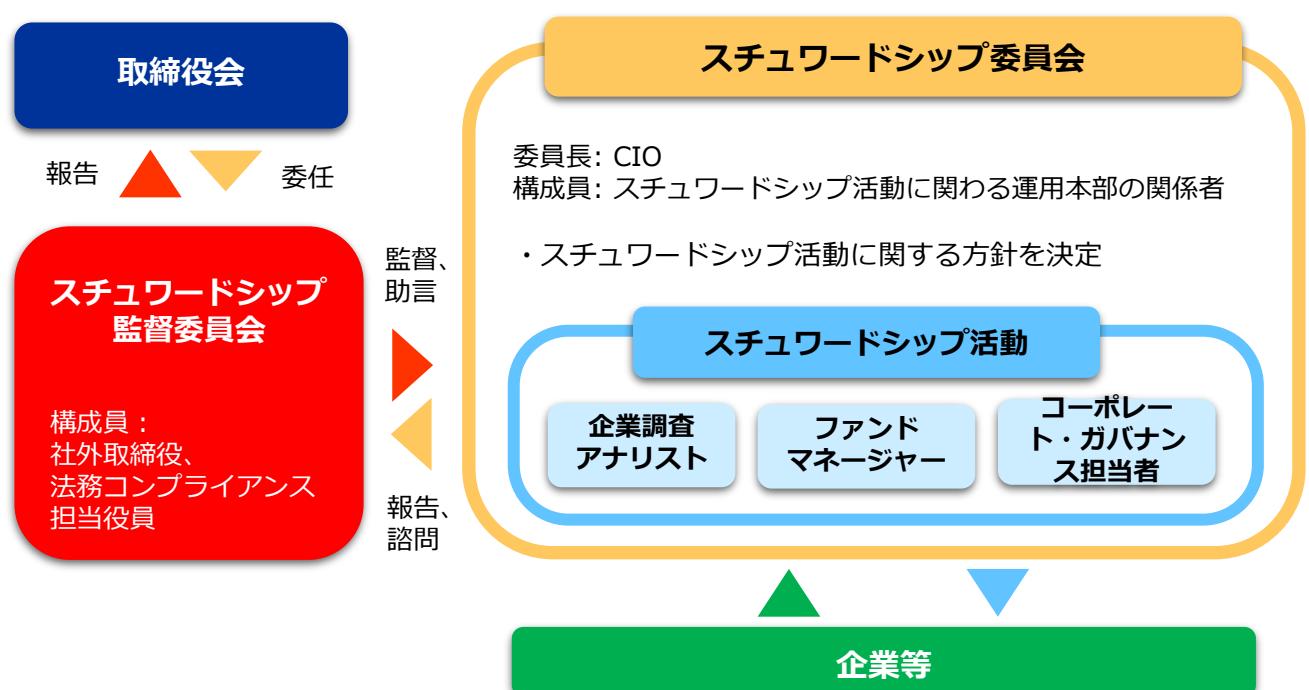
当社は、受託者責任を全うするために、お客様の利益を第一に考えた業務運営に努めるべく「お客様第一の業務運営に関する方針」を定めており、また、お客様の利益が不当に害されることを防止するため、「利益相反管理方針」を策定しています。

スチュワードシップ活動を行うにあたっては、経営と運用の分離の観点から、運用本部内にCIO(Chief Investment Officer)を委員長としスチュワードシップ活動に関わる運用本部の関係者で構成される「スチュワードシップ委員会」を設置し、スチュワードシップ活動に関する方針を決定しています。

また、社外取締役と利益相反管理統括責任者である法務コンプライアンス担当役員で構成される「スチュワードシップ監督委員会」（以下「監督委員会」といいます。）が、スチュワードシップ活動における利益相反管理を監督し、取締役会への報告や必要に応じて利益相反管理に関して改善の勧告等を行う体制としています。

監督委員会は、委員長及び構成員の半数以上を社外取締役とすることで、経営・執行に対して独立性を担保し、牽制機能を果たす体制としています。

なお、議決権行使においては、現在、当社と資本関係を有する企業（大和証券グループ本社等関連会社）や営業上の関係を有する企業（当社投資信託の販売会社およびその親会社）に対する議決権行使を、利益相反が生じ得る特定の場合として管理しています。



### 原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は従来より、企業等に関するリサーチは、資産運用業者にとっての核心的業務のひとつと考え、企業調査アナリストを中心に、社内外の情報網を活用して情報を常時、幅広く収集し、企業等の状況の的確な把握に努めています。

また、「企業等との建設的な対話の方針」で企業等との対話において重視する項目を定め、企業調査アナリスト、ファンドマネージャー、コーポレート・ガバナンス担当者が、それぞれの立場で企業等との対話をっています。対話により得られた知見等を当社内で共有し、企業価値を毀損するおそれのある事項についても早期に把握するよう努めています。

## **原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

当社は、「スチュワードシップ活動に関する基本方針」に基づき、「企業等との建設的な対話の方針」を定めています。

企業調査アナリスト、ファンドマネージャー、コーポレート・ガバナンス担当者は、「企業等との建設的な対話の方針」に基づく対話をを行い、企業等の中長期的価値や持続可能性（サステナビリティ）の向上に向け、企業等と認識の共有を図るように努めています。

建設的な対話をを行うため、投資先企業から求められた場合には、株式の保有状況を説明します。具体的な対応方法等は、当方針に続く別紙に掲載します。

当社は、アクティブ運用とパッシブ運用に関わらず、当社単独で企業等と対話を行うことを基本としますが、効率的かつ効果的と考えられる場合には他の機関投資家と協働した対話（協働エンゲージメント）を行います。

なお、「企業等との建設的な対話の方針」に基づき、当社は、企業等との対話に際して、当該企業の未公表の重要な事実の受領を一切いたしません。

## **原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当社は、「スチュワードシップ活動に関する基本方針」に基づき、「議決権の行使に関する方針」を定めています。

当社は、当社の議決権行使に関する予見性を高めること及び、企業等に賛否判断理由を把握していくことは、企業等との建設的な対話に資するものと考えています。そのため、詳細な賛否判断基準を公開しています。また、必要に応じて企業等との対話をを行い、賛否を判断しています。なお、当該賛否判断基準とは異なる賛否判断をした議案や、当該方針において個別判断となる議案については、議決権行使結果を開示する際にそれらの判断理由を示しています。今後も、理由の開示が必要と判断した議案について、わかりやすい開示を行うよう努めます。

利益相反が生じ得る特定の企業についても「議決権の行使に関する方針」に基づいて議決権行使しますが、当該方針において個別判断となる議案について、外部の専門機関の助言を適用して議決権行使することで、利益相反の排除と、行使判断の中立性を確保します。

貸株取引に際し、議決権に係る権利確定日をまたぐ場合がありますが、その場合でも、議案の性格に応じ有効な議決権を確保するように管理を行います。

**原則6** 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、スチュワードシップ活動の主な内容を「サステナビリティレポート」において定期的に公表しています。

**原則7** 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、経営・執行と運用の分離の観点から、運用本部内に独立した「スチュワードシップ委員会」を設置し、当社のスチュワードシップ活動を統括しています。また、半数以上が社外取締役で構成される「スチュワードシップ監督委員会」が、経営・執行に対して独立性を担保しつつ、スチュワードシップ活動全般に対して牽制機能を果たす体制としています。

スチュワードシップ活動においては、企業調査アナリスト、ファンドマネージャー、コーポレート・ガバナンス担当者がそれぞれの立場で得た、企業等の財務、非財務、持続可能性（サステナビリティ）に関する情報及び知見を当社内で共有することで、継続的に、対話や判断を適切に行うための実力の向上を図るよう努めています。

また、当社は、当社の行動指針に「持続可能な社会に貢献する」ことを掲げており、社会の持続的成長に資するべく、組織的に取り組んでいきます。

なお、当社は、本コードの実施状況を定期的に自己評価し、その評価内容を「サステナビリティレポート」において公表しています。

以上

## 株式保有状況に関する問い合わせについて

当社は、建設的な対話を目的とする投資先企業からの求めに応じて、株式保有状況を説明します。対応方針や問い合わせ方法は、以下を参照ください。

### 対応方針

- ・お伝えする株数 : 問い合わせ日の前月末時点での当社保有の合計株数
- ・対応開始予定期限 : 2025年12月末

### 問い合わせ方法

- ・株式会社ICJの運営するICJコネクト「保有状況照会伝達サービス」(<https://www.icj.co.jp/news/information/7442/>)をご利用ください。
- ・対話の際に必要な場合は、ミーティング予約時に連絡をお願いします。

### 留意事項

- ・当該情報は貴社内限りとして頂くようお願いします。
- ・当該情報は建設的な対話に資する目的で提供するものであり、法定の開示ではありません。
- ・当社は、提供する情報の正確性・信頼性について十分な注意を払っておりますが、その内容を完全に保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

以上